

山村尚

通告に従い三つの一般質問を行います。

一つ目は、新型コロナウイルス第6波に向けての対策について。二つ目は、下水道料金の減免について。三つ目は、官製談合事件についてです。

まずは、新型コロナウイルス第6波に向けての対策について。

世界を震撼させている新型コロナウイルス、今なおその脅威は衰えず、国外はもとより、国内でも予断を許さない状況が続いています。国内の新たな新規感染者数は100人台まで減り、1週間平均での新規感染者数の傾向を見ても、前の週と比較して最も少ない水準が続いているとの報道もされています。茨城県内を見ても、11月19日の情報ではありますが、新規感染者数は2人で、ピーク時と比較しても大きく減少していることが分かります。

一方、海外に目を向けると、変異型デルタ株に新たな変異が加わったバンプが出現し、11月12日発表のデータでは、韓国の新規感染者数が約2,400人で、3日連続で2,000人を超え、欧州、特にドイツ、フランス、オランダでは、史上最高速度で感染が拡散し、一部ロックダウンも始まっているとも言われています。

では、感染拡大、重症化を防ぐ効果のあるワクチンの接種状況はどうか。先日の市長からの説明や他の議員の一般質問でもありましたように、龍ヶ崎市では接種率が全国平均を上回り、順調に接種が進んでいることが分かります。背景はこれくらいにして、質問に移ります。

まず、最初の質問、3回目ワクチン接種の接種計画に関する進捗状況についての質問ですが、先日の伊藤議員の一般質問で同様の質問があり、この質問は割愛させていただきます。なお、以降の質問でも一部重複する部分があるかと思いますが、ご了承いただきたいと思えます。

それでは、質問です。

新型コロナワクチンの2回目接種後、時間とともに全世代で感染予防効果が低下することが海外の研究で示され、国内では3回目ワクチン接種がこれから始まろうとしています。当市において3回目接種の予約から接種までをどのように進めていこうとしているのかお聞かせください。

また、3回目ワクチン接種と接種時期がかぶる可能性が高い12歳未満の子どもへのワクチン接種、これに関する報道も耳にする機会が多くなりましたが、これに関する情報等ありましたら併せてお聞かせください。

岡田明子健康づくり推進部長

新型コロナワクチンの3回目の追加接種に係る本市の接種体制についてでございます。現在のところ、1回目、2回目の接種と同様に、集団接種と医療機関での個別接種におい

て実施する方向で調整をしているところでございます。

さらに、茨城県においては、大規模接種、企業や大学などで行う職域接種についても、国から方針が示されているところでございます。

なお、3回目の追加接種については、年齢や基礎疾患等の優先接種の区分はなく、2回目の接種終了時期を基に接種券を発送し、接種を受けていただくこととなります。

また、集団接種の予約方法等についても、1回目、2回目接種と同様に、市公式LINEからの予約及びコールセンターへの電話予約にて行いたいと考えております。

次に、12歳未満の接種についてということでございます。

12歳未満の接種につきましては、11月15日に開催された国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、5歳以上11歳以下の感染状況、諸外国の対応状況及び小児に対するワクチンの有効性、安全性を整理した上で、引き続き議論を行うということが決められました。

今のところの留意事項ということで示されているのは、1点目に、2回の接種を行うこと。2点目には、小児用ファイザー社ワクチン、これを使用するという。3点目には、早ければ令和4年2月頃から小児を対象とした接種が可能になるのではないかと。いずれにしても、具体的な方針が示され次第、龍ヶ崎市医師会と協議の上、接種体制及び接種スケジュールなどを決めてまいりたいと考えております。

山村尚

当市の1・2回目のワクチン接種については、予約から接種まで大きな問題もなく円滑に進められ、多くの方から評価の声を聞いています。この場をお借りして、対応をご協力いただいた職員の方々、医療機関の方々に感謝申し上げます。

現時点において3回目の接種は、予約から接種まで、これまでと同様に進めていくということでした。逆に、これまでと違った進め方とした場合、市民が混乱してしまうのではないかとのお話が出たことも伺っています。

また、確定されてはいませんが、3回目の接種ワクチンが1・2回目と異なるワクチンを接種するという交差接種、これを行うことになった場合や、12歳未満の子どもたちへのワクチン接種が行われることとなった場合など、これまでとは別な対象者や異なる手法が取られることで、新たな問題が起り得ます。迅速な情報収集からの確な対応で、これまで同様、市民が安心して接種できるよう努めていただきたいと思います。

また、前回、市民への周知が遅れてしまったタクシーを使った交通手段の提供、これについて、これが今回も行われるとした場合、前回の反省点を踏まえて、しっかりとした対応をお願いします。

次の質問、自宅療養者情報の保健所との共有についてです。

10月27日の茨城新聞に、茨城県では新型コロナウイルス感染者情報の自宅療養者に関する情報について、今後、市町村と共有を行うとの記事が掲載されていました。この記事の内

容については、公表後あまり時間がまだたっていないため、市としての具体的な対応はこれからかもしれませんが、現時点で可能な範囲でお答えできればと思います。

まず最初に、県、または保健所から感染者の情報が共有されるわけですが、感染者の個人情報はどうのように管理していこうと考えていますでしょうか、お聞かせください。

岡田明子健康づくり推進部長

新型コロナウイルス感染症につきましては、再び大規模な感染の拡大が起こることも想定いたし、いざというときに適切に療養者の支援が行えるようあらかじめ体制を整えておくことが重要であると考えております。

感染拡大時において、これまで以上に市が積極的に自宅療養者の生活支援に関わっていきけるよう、このたび茨城県との間で、自宅療養者の住所や氏名などの個人情報の提供を受けるための覚書を締結したところでございます。覚書の中にも個人情報の取扱いや漏えい防止についての記載がございますが、非常にデリケートな情報でありますことから、市の個人情報保護条例に基づきまして、パスワードの設定により特定の職員のみが当該情報を閲覧できるようにするとともに、情報の記載された文書は施錠可能なキャビネット内で保管するなど、その管理には万全を期してまいりたいと考えております。

山村尚

新型コロナウイルス第5波までの陽性者、濃厚接触者情報は、当市に共有されませんでした。厚生労働省と総務省は、個人情報保護条例の規定のある中で、生活支援に必要な個人情報の提供は緊急性があるとし、情報提供の検討を都道府県に促し、今回の共有に至ったと考えます。

また、新型コロナウイルス第5波で保健所業務が逼迫し、地域の情報を詳しく把握しているのは市町村の役場であることから、自宅療養者情報を市町村と共有することで、保健所がこれまで行ってきた健康観察や自宅療養者への支援業務を拡充するものと考えられます。

そこで質問です。

陽性者、濃厚接触者の個人情報が共有されることで、自宅療養者、宿泊療養者などへの支援幅が広がり、市としてこれまで行っていない支援業務や保健所との分担作業が発生するのではと考えていますが、現時点で保健所から依頼された業務や作業にはどのようなものがあるでしょうか。

また、役割分担の作業がある中で、その切り分けは今時点で明確化されていますでしょうか、お聞かせください。

岡田明子健康づくり推進部長

当市では、療養期間内における自力での食料品等の確保が困難な自宅療養者に対する保

存食等の無償配送支援制度を開始したところであります。さらに感染拡大がピークに達していた頃におきましては、多忙な保健所となかなか連絡が取れずに困っている感染者の方の相談に応じながら、保健所との橋渡しをするといった支援を行ってまいりました。

自宅療養者の個人情報、感染拡大時にこれらの支援を実施していく上での助けになるものとは考えておりますが、県からの情報提供によりまして、保健所から新たにこういう業務をやってくれというような依頼は、特には今のところありません。

また、自宅療養者への支援業務に関しまして、保健所と市との間での役割分担などについては、今後協議していくものであると認識しております。

山村尚

最初の質問の答弁で、覚書を締結することになったとあり、具体的な業務や作業要請は、現時点では連携されていないことが分かりました。

保健所という異なる組織間でのやり取りが今後発生し、その中でも特に同じ業務を異なる組織で役割分担する進め方となった場合、役割範囲の明確化は重要なものになってきます。明確化されていないために、後に大きな問題とならないように、この点特に注意して進めていっていただきたいと思います。

続いて、下水道料金の減免についての質問です。

先日、市内の障害者就労支援施設で、就労の支援をする方からご相談を受けました。水道料金に関し障がい者世帯や福祉施設への減免はないのでしょうか。みんなの経済的負担を少しでも減らせれば、そしてSDGsにあるように社会的弱者が置いてけぼりにならないようにと願うばかりですとの相談内容でした。

私も以前、その施設を訪れたことがあり、そこで就労する方たちが安い賃金ではあるものの、生きがいを持って生き生きと自立に向けて働いている姿を目にしています。

一方、世の中では、公共料金が高騰し、これらの方々への大きな負担となっています。今回は、公共料金の中で市の事業である下水道事業の使用料減免について質問いたします。

まず、下水道の利用形態について質問いたします。

一般のご家庭や事業者、企業などで下水道が利用されるケースには、上水が県南水道の場合や井戸水の場合、県南水道と井戸水両方を利用している場合などがありますが、龍ヶ崎市内で下水道を利用している世帯数とその割合をケース別で、また全世帯の中で下水道利用の世帯数はどのくらいあるのかお聞かせください。

宮本孝一都市整備部長

公共下水道における上水道使用と井戸水使用の割合でございます。11月9日時点で市内の公共下水道使用件数は2万7,195件でございます。そのうち上水道の使用水量により認定している件数が2万2,665件、井戸水使用による使用人数で認定しているいわゆる人数割の件数が3,558件、上水道と井戸水の併用により認定している件数が972件でございます。

す。

公共下水道使用者全体に占める割合としましては、上水道の使用水量により認定している件数が全体の 83.3%，井戸水使用により認定している件数が全体の 13.1%，上水道と井戸水の併用により認定している件数が全体の 3.6%でございます。

また、市内の全世帯のうち公共下水道使用者の占める割合ですが、件数は企業等も含まれているため、おおむねの数値となります。11 月 1 日現在の住民基本台帳による市内全体数が 3 万 4,786 世帯であり、公共下水道使用者の割合は約 78%となっております。

山村尚

上水に県南水道を利用している方が多く、そこで下水道が利用されていること。上水に井戸水を利用し、同様に下水道が利用されていることから、全体に占める下水道利用件数が多いことが分かりました。

では、質問です。下水道料金に関してこれまでどのような相談が寄せられたことがあるのかお聞かせください。

宮本孝一都市整備部長

公共下水道料金に関する利用者の方からの相談等についてでございます。

これまでに利用者の方から相談をいただいているケースは、少ないのが現状でございますが、実際にご相談いただきました内容の一つとしまして、一般住宅において常住者がなく空き家となっている住宅について、日常的に公共下水道を使用しておらず、清掃などの維持管理のために限定的に使用しているのみなので、料金を減免することはできないかといった内容の相談がございました。このような相談については、その使用が限定的なものと認められる場合は、基本料金が汚水処理費だけでなく、管路等の維持管理費用として使用の量を問わない固定費であることも踏まえ、基本料金の 2 分の 1 を減免する措置を取っております。

山村尚

相談件数が思ったほど多くないということが分かりました。

下水道料金を含めた公共料金は、これまで特に大きな変動はありませんでしたが、ここ最近、次々と公共料金の値上げが発表され、特に社会的弱者と言われる方々の収入に対する負担割合が大きく、そのような方々へ目を向けるべきではないかと考えます。

下水道使用料金に関して減免を行っている自治体を調べてみると、生活保護世帯、独り親世帯、65 歳以上の高齢者の単身世帯、障がい者がいる世帯、さらには福祉施設や保育所、幼稚園を対象にしているところもありました。

そこで質問です。当市において減免についての検討をされたことがこれまであったか。あれば、その内容についてお聞かせください。

宮本孝一都市整備部長

下水道料金の減免についてでございます。

下水道条例第 21 条には、「市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料を減免することができる。」と規定されております。当市におきましては、特定の対象者に対して一定の要件に基づく下水道使用料の減免について、これまでに制度として詳細な設計や検討を行ったことはございませんが、先ほどの答弁の事例のように、使用者の申請に基づき内容を個別に判断し、条例の規定に基づいて減免の可否を決定しているところでございます。

山村尚

社会的弱者という方は、単身高齢者や老老世帯の方、障がい者の方だけではなく、母子世帯、父子世帯、さらには生活困窮の方など、自身では社会生活を維持することが困難で、社会的に弱い立場にある方々を指すことが多いのですが、当市と同程度の規模で社会的弱者の方に減免を行っている市町村の事例を調べてみたところ、

人口 8 万 4,000 人の貝塚市では、独り親世帯、65 歳以上の独居老人世帯、障がい者世帯を対象として、決められた水量まで料金を 5 割の減免、または全額減免しており、

また、人口 8 万人の室蘭市では、身体・精神の障害者手帳交付を受けている方や、その世帯を対象として基本料金の減免を行っています。

人口規模の多いところでは、人口 30 万人の明石市をはじめ、松戸市、上尾市、多摩市、近隣では印西市等、その他多くの自治体で同様の減免を行っていました。

一方、生活保護世帯への下水道使用料の減免については様々な意見があり、下水道使用料は日常生活に必要な費用である生活扶助費に含まれ、二重給付の解消を理由に廃止するとの判断を加古川市が行い、他の自治体でも廃止する事例が多く見られました。

先日行われた全員協議会の場で水道料金の値上げが報告され、また令和 2 年 4 月から下水道料金の値上げとなった経緯がございます。これら公共料金の値上げは、家庭の事情から働くこと、収入を得ることに限界がある方々にとって大きな負担となっています。下水道料金の減免について、対象者範囲の決定も含め、下水道料金の減免制度についての見解をお聞かせください。

宮本孝一都市整備部長

公共下水道使用料の減免について、対象者も含めた制度制定への見解についてでございます。公共下水道使用料は、家庭や事業所から排出された汚水量に応じて使用者の皆様にご負担していただくものでございます。これは公共下水道区域にお住まいの方のみが利用できる公共サービスであるため、サービスを受ける方に負担していただくという考え方、受益者負担の原則によるものでございます。

減免制度につきましては、独自の制度として、対象者や減免額を定め運用している自治体がある一方で、制度の見直しを検討したり、制度そのものを廃止する自治体があるという現状もございます。

減免の対象者や減免額を制度として制定することにつきましては、自治体ごとの公共下水道の経営状況を勘案しながら検討する必要があること。下水道が受益者負担の原則に立っていること。また、対象者の減免分を減免対象者でない方が負担することになるという使用者間の負担の公平性という観点からも難しいものであると考えておりますので、今後の課題とさせていただければと思っております。

山村尚

さきにお話ししましたように、生活保護世帯への下水道使用料の減免については、生活保護費の算定に光熱水費が含まれているということで、制度との重複を解消するために、多くの自治体で適用の見直しや廃止となっていることは承知しています。

本市の水道事業は、令和2年4月から公営企業会計が採用されました。この会計制度について総務省が示している公営企業繰出金の規定では、独立採算制の原則として、経営に伴う経費は税金によらず経営に伴う収入、すなわち水道料収入によってそれを賄うと示されていますが、一方、この原則には例外があり、地方公営企業法第17条の3では、災害復旧その他特別の理由がある場合に、一般会計が公営企業に対して補助することができることとされ、明石市の上下水道事業では、この仕組みを利用して、独り暮らしの高齢者を対象に、水道料金、下水道料金に対して、基本料金の半額を減免しています。

また、北海道旭川市では、水道料金、下水道使用料の減免制度の見直しの考え方との題材で幾度もの検討が繰り返され、独立採算制、消費者負担の公平性は変えず、福祉施策の一環として減免を行うとの方針で、対象世帯への負荷軽減を継続検討しているとのことでした。ここでも、これまでどおり一般会計からの繰入れで減免分を補填することが述べられています。

当市において、下水道料金の制度としての減免は、これまで行われたことがなく、その理由の一つとして、下水道事業の事業会計が厳しいことは、令和2年4月、下水道料金改定時の説明資料から承知しています。

今回、社会的弱者の方へ下水道料金の減免との観点で質問させていただきましたが、他市町村の実施している事例も研究し、多角的側面から制度構築の検討をお願いしたいと思います。

第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランの安全・安心で住みよい環境づくり、遡って、ふるさと龍ヶ崎戦略プラン、前プランですね。ここの安心と住みよさが実感できる生活環境づくりを目指すためにも、このような恒久的な制度支援から、龍ヶ崎の住みよさを実感するのではないのでしょうか。ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問、官製談合事件について質問いたします。

以降、川村元副市長を川村氏、または元副市長、川北元社会福祉協議会理事を元理事とします。

去る10月7日、東京地裁で、元副市長の初公判が行われました。私もこの公判を傍聴しました。

最初の質問、元副市長初公判を終えた現在の市長の見解では、この公判で検察側、弁護士側がこれまでの経緯について、市長と元理事の間で人事以外の政策でも相談しているようであるとの説明があり、これに対する見解を伺いたかったのですが、先日、金剛寺議員からの同様の質問があり、割愛します。

先日の市長の答弁では、人事を元理事から受けたことはない。自分の認識と相違があるとの内容でした。認識の相違点については後ほど伺いたいと思います。

今回の談合事件は、前回の一般質問でお話ししたように、元理事が談合に関われるような影響力を持ち、人事介入できる土壌背景がなぜできてしまったのか。これが重要な点かと考えます。

元理事の裁判は判決が言い渡され、検察庁で保管されている裁判記録を手続を経て閲覧しましたが、これによると、時期は平成21年12月、中山市長が初当選後すぐの頃となりますが、元理事はある職員を仲介役として、元理事、仲介役職員、元副市長、中山市長の4人で酒席の場を設けたとあります。その中で元理事は、中山市長を支えてやってくれ。川村には部長になってもらおうと思っていると元副市長に伝えたそうです。そして、平成22年の人事異動で、元理事は、当時、企画調整課長だった川村氏を企画財務部長、そこからレールが引かれている総務部長へと昇進させる段取りを取り、結果、元理事の意向どおりになったそうで、その後、平成27年3月末で、当時の副市長が任期満了を迎えるに伴い、元理事は次の副市長には川村氏が適任と考え、川村氏を推薦し、中山市長には、その意向を伝え、中山市長からその了承を得たとありました。

元副市長は、政策能力にたけ、優秀な方だとの話を多くの場所で耳にすることがあり、中山市長も市長の片腕として優秀な人材が必要であり、副市長候補の一人でもあったのでしょう。この記録の内容について中山市長の見解をお聞かせください。

中山一生市長

今お話をいただいた内容について、私もいろいろその傍聴の記録等を拝見しているところですが、今日、その部分について質問があるというようなお話でなかったため、ちょっと自分自身がどのような内容であったかしっかりと確認していないところはおわびを申し上げます。この点についても私の認識と違う部分であるというふうに考えているところでもございます。

詳細については、元副市長の公判がまだ続いているところでもありますので、今いろいろお話が出てきた中にあるものも、今後、そのような中で一つ一つまた示されるものもある

かと思しますので、しっかりとそういうものを検証した中で、私としてもその答弁というか、私自身の考え方もきちっと定めていかなければならないというふうに考えているところです。

山村尚

市長の認識と相違があるということでした。この内容については、現在、川村元副市長の公判が進められていると思うんですけども、この裁判記録の内容は、そこには直接関係ないと思われるんですが、ちょっとそこはいいとして、先ほどの記録の内容は、元理事に対して令和3年3月10日に行われた聴取記録です。翌日の11日に行われた聴取でも、その内容に食い違いはなく、供述の信憑性を確認したものなのかなと感じました。

元理事は、これとは別に、副市長になってもらいたいがどうかとの意思確認を川村氏に行ったことが記録に書かれていました。そして、平成27年4月には、川村氏は元理事の希望どおり副市長に就任しました。人脈を多く持つ支援者の一人から、副市長にはこの人がいいのではないかと意見、アドバイスをもらうことは、一般にもあると思いますが、裁判記録が正しいとすれば、元理事が川村氏本人に意思確認までを行うのは、元理事による主体的な人事介入がこの時点からあるように理解できるのですが、これについて中山市長のご見解をお聞かせください。

中山一生市長

この川村副市長の人事に関しましては、私も以前答弁をしたところかと思えますけれども、様々な政策課題を抱える中で、新たに副市長としてふさわしい人材として選任した、同意をいただいたという経緯があったというふうに私は認識をしているところでもございます。

もちろん前副市長を留任させたほうがいいんじゃないとか、いろいろなご意見は内外からあったところでもございますが、その点については、私自身は、今、最初に申し上げたような経緯で、川村副市長が人事案件として議会に提案されたというような認識をしているところです。

山村尚

そうしますと、元理事の認識に誤りがあるということなのでしょうか。

同じ記録の中で、元理事の話した内容として、管理職以上の人事権は、主に副市長が握っており、私は元副市長から人事構想案を受けており、そこに職員名を手書きしたとの内容が書かれていました。

これは龍ヶ崎市行政機構図、令和2年11月24日現在と題した資料で、元理事の自宅にあったバッグから押収されたもので、川村氏が考えた次年度の人事構想案について、元理事が相談を受けた際に、その場で元理事が職員名を手書きしたものと裁判記録には書かれて

おり、この資料は元副市長の公判でも公開されました。

続いて、公判中に判明する食い違いについて質問いたします。

6月に行った私の一般質問の中で、市長は、元理事の人事、市政への影響力は大きくないと述べられ、6月28日に行われた判決公判では、元理事による市人事への影響力を完全に肯定する判決文が朗読され、そして、私の9月の一般質問の中で、この食い違いについて質問したところ、中山市長は、私の考えを改める部分があったと、この食い違いの訂正をされました。

また、同じく9月の一般質問で、中山市長からの答弁では、職員人事の決定過程、決定する場に元理事が同席していたことや、元理事の名前が出たことは一切ないと職員の人事決定過程での元理事の関与を否定されましたが、川村氏初公判の中で、検察側、弁護側による経緯の説明では、中山市長と元理事の間で人事に関しても相談しているようであるとあり、また理事の裁判記録の内容に間違いがなければ、川村氏が副市長となるよう元理事と中山市長の間で話がされ、その根回しがされたこと。川村氏が考えた人事構想への元理事の関与など、これら食い違いや訂正が度々あるように感じられるんですが、それに対する市長のご見解をお聞かせください。

中山一生市長

これについては、私の今持っている認識と違う内容の調書や証言などから、その認識が私のところに示されているところでもございます。これについては、私自身がこの証言をした、調書を取られた方にどういうことなのか逆に聞きたいぐらいのところでもございまして、これについては、もちろん今聞けるような状況ではありませんので聞けませんが、どのようなことでこのような認識の違いが出たのか。今後、私自身も確認できることは確認してまいりたいかと思っておりますけれども、これについては以前の答弁でも申し上げましたとおり、私の認識と食い違っているところはかなりありますし、その点については大変不本意なところでもございます。

今お話があったような内容につきましても、今後、また元副市長の公判でまたいろいろなものが示されると思いますので、その内容をしっかりと見定めてまいりたいと考えているところです。

山村尚

認識の相違があったというご回答でした。

人事に関わる立場であった職員が述べた裁判記録には、各部の部長と課長の人事は、例年、川村元副市長の一存によって決められているとありました。また、元理事が述べた裁判記録には、人事権を有する副市長を利用して、特定の職員を昇進させ、市職員の人事に介入していたことを認めていました。これら2人が述べた記録の内容が正しければ、元理事の意向が元副市長に伝えられ、その意向で職員人事が長年決定されてきた、このように

解釈できます。この解釈について市長のご見解をお聞かせください。

中山一生市長

当時の川村副市長においては、プロパーの市役所内をよく隅々まで知っている副市長であったということもありまして、人事については、一番相談をする機会の多い、頼りにしていることは、これは当然のことでもありますので、それについてはご理解いただけると思いますが、それ以外のことについては、やはりこれから公判などで示されるものをしっかりと見極めてまいりたいと考えているところです。

山村尚

今、公判が進行中ということで、後に説明責任を果たしてくれるという解釈をしました。

最後の質問です。これまでお話した裁判記録内容に間違いがなければ、平成 21 年 12 月の市長就任時期から元理事による人事介入が始まり、中山市長が元理事の意向を承認したことで、それ以降は見過ごされてきて、今回の事件に至ったと思われるのですが、これに対して市長のご見解をお聞かせください。また、ご自身の認識と相違がある点を改めてお聞かせください。

中山一生市長

私が市長就任当初の様々な証言、調書なども、私も拝見しているところですが、それらについても、ここでは申し上げませんが、私が認識していたものとかかなり食い違っている部分も多くございました。しかし、そのようなことで市政を安定させようという努力をたくさんの方々が、これは元理事も含まれると思いますが、そのとき汗をかいてくださったことは、私も記憶しているところでもございます。

そんな中で、今おっしゃられたような形で、元理事の意向を承認したということは、私は一貫して申し上げておりますけれども、人事に関しては、その認識が完全に異なっているところもございますので、そういうことはなかったですし、その後も一貫して人事に関しては、私も最後まで責任を持ってその人事については関与していたというか、責任を持ってその人事案件については、最後に判こを押していたというような状況でもあるというふうに申し上げてきたとおりでございますので、その点については、やはり私からすれば、その自負があっただけに、そういうことは認識が異なっているという点で、これまでも何度も申し上げさせていただいてきたところでございます。

山村尚

前回、9月の一般質問の最後で、私からの要望、市長からそれに対する答弁をいただきましたが、公判が結審した際には、時期にかかわらず、事件についての説明責任をしっかりと果たしていただきたいと思っております。